

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/4/30 号 (No. 308)

=====

【知的財産権部からのお知らせ】

○2019 年度第 1 回中国 IPG 全体会合・知財セミナー

第一部は、中国 IPG 会員のみが参加し、中国 IPG の運営や活動等に関する情報共有を図ります。第二部は、中国 IPG 会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。今回は、京東集団より知的財産保護政策について、また中国への技術移転規制に関する最近の動きとして、外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正について、有識者よりご講演いただきます。この機会にぜひご参加ください。

◆日時：2019 年 5 月 16 日（木曜）13:00～17:00（受付開始：中国 IPG 会員の方 13:00～）

◆場所：長富宮飯店 1 階 芙蓉の間（北京市建国門外大街 26 号（Tel：010-5877-5555））

◆主催：日本貿易振興機構北京代表処、中国 IPG

◆プログラム（予定）：

＜第一部＞ 中国 IPG 全体会合 13:30～14:30

・挨拶、中国 IPG 今年度体制及び活動予定について

中国 IPG グループ長（三菱重工業（中国）有限公司） 木田共彦 氏

・各専門委員会委員長による今年度活動内容の紹介

・各 WG リーダーによる今年度活動内容の紹介

・人材育成委員会委員長による今年度活動内容の紹介

・その他、事務局からの連絡事項

＜第二部＞ ジェトロ知財セミナー 15:00～17:00

・京東の知的財産保護政策について

京東集団 法務・知識産権部 高級知識産権顧問 王珏 氏

・中国への技術移転規制に関する最近の動き

～外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正～

BLJ 法律事務所 代表 弁護士・博士（法学） 遠藤誠 氏

◆参加費：無料

◆定員：100 名（※定員になり次第、締め切ります。）

◆お申し込み方法：下記 URL よりお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/20190516seminar>

◆お申し込み締め切り：2019 年 5 月 10 日（金曜）

◆お問い合わせ先：

ジェトロ北京事務所知的財産権部（担当：赤澤、馮） Tel：010-6528-2781

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 国家市場監督管理総局、ネット通販・輸出入分野の知財権法執行を強化（国家市場監督管理総局公式サイト 2019 年 4 月 19 日）

2. CNIPA 甘紹寧副局長、韓国特許庁と日本国特許庁を訪問（国家知識産権網 2019 年 4 月 17 日）

○ 地方政府の動き

1. 貴州省、2019年知的財産権強省建設推進計画を発表(国家知識産権戦略網 2019年4月19日)
2. 江蘇著作権調停センターが南京市で設立(国家知識産権戦略網 2019年4月19日)

○ 司法関連の動き

1. 浙江省高級法院、「知的財産権司法保護分析報告」を発表(国家知識産権戦略網 2019年4月19日)
2. 四川省高級法院、2018年知的財産権司法保護10大典型的事例を発表(中国打撃侵權工作網 2019年4月18日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 6年間で16万2000件、全国の公安機関が摘発した知財権侵害犯罪(中国打撃侵權工作網 2019年4月18日)

○ 統計関連

1. 昨年の農業植物新品種登録出願が4800件、世界最多(中国政府網 2019年4月23日)
2. 北京、昨年の1万人あたり特許保有件数が112件(中国保護知識産権網 2019年4月22日)
3. 「一帯一路」沿線国での特許登録件数が10.6%増、質も改善(国家知識産権網 2019年4月22日)

○ その他知財関連

1. 日本知財学会と韓国知識財産学会代表団が国家知識産権局を訪問(中国打撃侵權工作網 2019年4月18日)

● ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家市場監督管理総局、ネット通販・輸出入分野の知財権法執行を強化★★★

国家市場監督管理総局、公安部、農業農村部、税関総署、国家版權局、国家知識産権局の中央6部署はこのほど、「ネット通販・輸出入分野の知的財産権法執行の強化に関する実施弁法」を発表した。この新規則は、部門間協力の強化、知財権法執行能力の向上、権利者の合法的權益と公正競争の市場秩序の維持を目指す。

「実施弁法」は、日常監視・管理の強化、法執行部門間の情報共有、行政と司法の連携強化、クレーム・告発ホットラインの活用など、6つの側面から具体的な措置を打ち出した。

「実施弁法」はまた、法執行機関と権利者の意思疎通・協力メカニズムの構築を提案した。侵害品鑑定における権利者の役割を活かし、権利者の発見した知的財産権違法の手がかりに即時に対応し、調査・処罰を徹底するよう求めている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2019年4月19日)

http://samr.saic.gov.cn/xw/zj/201904/t20190418_292978.html

★★★2. CNIPA 甘紹寧副局長、韓国特許庁と日本国特許庁を訪問★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)の甘紹寧副局長がこのほど、韓国特許庁(KIPO)と日本国特許庁(JPO)を訪問した。

甘副局長は韓国で KIPO 千世昌（チョン・セチャン）次長と会談を行った。双方はそれぞれの最新の動きを紹介し、商標専門家部会と知的財産権保護専門家部会を含む新たな協力プログラムの実施状況、CNIPA と KIPO との協力覚書の格上げなどについて意見を交わした。

また、甘副局長は日本国特許庁で嶋野特許技監と会談を行った。甘副局長は過去 40 年に人材育成や法律制度、審査業務、特許分類、情報化整備、審判などの分野における交流と協力が絶えず深化していることを評価した。嶋野特許技監は、双方が協力 40 周年を新たなスタートとして、新たな成果を絶えず獲得するよう望むと語った。会談において、双方は日中商標専門家部会、協力覚書の更新などについて意見を交わした。

甘副局長はまた、日本国農林水産省を訪れ、倉重官房審議官と会談を行い、地理的表示分野の交流協力などについて意見交換を行った。

（出典：国家知識産権網 2019 年 4 月 17 日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1137934.htm>

○ 地方政府の動き

★★★1. 貴州省、2019 年知的財産権強省建設推進計画を発表★★★

4 月 16 日、貴州省人民政府が「2019 年知的財産権強省建設推進計画」を発表した。今年、貴州省は知的財産権創造の品質向上、知的財産権転化運用の促進、知的財産権保護の強化——の 3 分野において、企業、大学、研究機関の主体的役割を果たし、知的財産権情報の開放と利用、専利情報公共サービスプラットフォームの整備、専利技術情報を利用した再開発の支援、知的財産権優位企業の育成プログラムの実施に取り組む。

具体的な施策について「推進計画」に▽大学と研究機関との知的財産権活動体制の確立・整備への指導、▽知的財産権市場化運営体制のさらなる整備、▽専利優先審査政策の徹底、▽商標登録円滑化改革の推進、▽企業による国際登録出願の奨励、▽「次世代専利情報検索分析システム」の普及、▽知的財産権担保融資に対する利子補助、▽知的財産権侵害行為の懲罰強化——などに関する内容が盛り込まれている。

（出典：国家知識産権戦略網 2019 年 4 月 19 日）

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=46364>

★★★2. 江蘇著作権調停センターが南京市で設立★★★

4 月 16 日、江蘇省著作権協会が南京市で開催した理事会会議において、「江蘇著作権調停センター」銘板除幕式が行われた。省著作権協会の傘下機関として、江蘇著作権調停センターは著作権関連紛争の効果的な調停を通じて著作権を取り巻く市場環境の改善に取り組む。

江蘇著作権調停センターは「江蘇省著作権協会著作権調停規範」に基いて、著作権管理当局、裁判所、当事者が依頼した係争事件の調停を行う。同センターの設立は、著作権関連紛争を解決し、権利者の合法的権益を保護し、社会の安定を維持するために江蘇省が講じた重要な施策で、同省著作権産業の高品質な発展を推進する上で、重要な意義があるとみられる。

（出典：国家知識産権戦略網 2019 年 4 月 19 日）

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=46380>

○ 司法関連の動き

★★★1. 浙江省高級法院、「知的財産権司法保護分析報告」を発表★★★

4 月 18 日、浙江省高級人民法院が「2018 年浙江知的財産権司法保護分析報告」を発表した。報告書は昨年の知的財産権関連事件の受理、審理状況をまとめて分析した。

昨年、浙江省の各裁判所が受理した各種類の知的財産権事件は 3 万 371 件であった。結審件数は 2 万 7526 件。この中で、インターネットに関わった事件は受理件数が 1 万 5625 件、結審件数が 1 万

3227 件で、いずれも前年を遥かに上回っている。また、民事、行政事件の受理件数が大幅に増加し、知的財産権の司法保護に対する需要が高まっていることが伺える。

昨年受理した民事事件の中で著作権事件が最も多く、専利関連事件は増加率が高かった。刑事事件の中ではほとんどが商標関連事件で、行政事件の中では商標、専利関連事件が多かった。地域別に見れば、杭州、寧波に大多数の事件が集中している。その原因の1つとして、2017年9月以降、杭州、寧波に設置された2つの知的財産権法廷で専利関連技術事件の集中審理が始まったことが分析されている。

(出典：国家知識産権戦略網 2019年4月19日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201904/20190400216992.shtml>

★★★2. 四川省高級法院、2018年知的財産権司法保護10大典型的事例を発表★★★

4月18日、四川省高級人民法院が記者発表会を開催し、「2018年四川裁判所知的財産権司法保護白書」と2018年度知的財産権司法保護10大典型的事例を発表した。10大典型的事例はそれぞれ特許、商標、著作権、植物新品種などの分野の代表的な、社会的影響力が大きい事件で、ルイ・ヴィトン (LV) 商標権侵害・不正競争事件などが入選している。

四川省の各裁判所は昨年、裁判業務に重点を置き、知的財産権保護における司法の主導的役割を果たし、知的財産権裁判体制の改革を絶えず強化した。各裁判所は通年で知的財産権関連事件8618件を受理し、前年比3473件、67.57%増加した。結審件数は7333件、同2952件、67.38%増加した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年4月18日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201904/20190400216899.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 6年間で16万2000件、全国の公安機関が摘発した知財権侵害犯罪★★★

2013年以来、全国の公安機関が計16万2000件の知的財産権侵害犯罪事件と、2200余りの地域的犯罪拠点と供給・販売ネットワークを摘発した。被害総額は1057億元に上る。公安部関係者が明らかにした。

国際的な知的財産権犯罪事件が増加する傾向を踏まえて、公安部は同時に、各国の法執行機関との交流と協調を強化し、手がかりの通報、証拠取得などの協力を積極的に進めている。これまで、公安部は35の国際機関、国または地域の法執行機関と知的財産権刑事法執行のための協力ルートを確立している。2015年以来、公安部は海外の法執行機関と40件以上の共同捜査を実施し、国際刑事警察機構 (INTERPOL) と連携して18回の国際的な法執行行動と一連の共同捜査を実施した。

公安機関は今後、知的財産権を侵害する違法犯罪活動を引き続き厳しく取り締まり、偽物の製造元を重点的に捜査・処罰し、知的財産権保護と市場経済秩序の維持のために取り組むこととしている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年4月18日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201904/20190400216912.shtml>

○ 統計関連

★★★1. 昨年の農業植物新品種登録出願が4800件、世界最多★★★

昨年、中国の農業植物新品種登録出願件数が4800件を超え、2017年に続き、世界最多となっている。4月23日、中国の「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV条約)加盟20周年を記念するために、農業農村部、国家林業・草原局、国家知識産権局が共催したシンポジウムでわかった。

中国は1999年4月23日にUPOV条約に加盟し、同時に国内外からの植物新品種の登録出願を受理し始めた。現在、中国の農業植物新品種の登録出願件数は累計2万6000件を超え、登録件数は約1万2000件となっている。農業農村部の張桃林副部長によると、中国では米、トウモロコシ、小麦、綿花、大豆といった5大作物の主要品種の7割以上が新品種登録を出願しており、その作付面積は全体の8

割を占める。また、企業が商業的育種の主力になりつつある。2011年以降、企業による新品種登録出願件数は8年連続でトップを維持している。

一方、張副局長は、農業植物新品種の保護で直面する課題に言及し、「植物新品種保護条例」の改正を急ぎ、中国特色ある植物新品種保護体制の整備を推進する必要があると指摘した。

(出典：中国政府網 2019年4月23日)

http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/23/content_5385514.htm

★★★2. 北京、昨年の1万人あたり特許保有件数が112件★★★

2018年、北京市の専利（特許、実用新案、意匠）出願件数は21万1212件に達した。7件の特許が第20回中国特許金賞を受賞し、受賞数全体の23.3%を占める。このほど開かれた北京市の知的財産権保護状況に関する記者発表会で分かった。

北京市知識産権局副局長を務める潘新勝報道官によると、世界知的所有権機関（WIPO）の「グローバル・イノベーション・インデックス2018」の「イノベーションクラスター」に関する調査で、北京市が5位に付け、世界のイノベーションの活力と能力が高い地域となっている。

昨年、市全体の専利出願件数は特許出願11万7664件を含む21万1212件で、専利登録件数は特許登録4万6978件を含む12万3496件であった。人口1万人あたり特許保有件数は112件で、全国平均水準の10倍近くに上る。有効登録商標は150万500件、作品登録件数は91万9543件、ソフトウェア著作権登録件数は16万3215件。植物新品種の申請件数は488件、取得件数は397件。また、市全体で平谷大桃、大興スイカ、燕山栗などの地理的表示保護製品は13種に達する。

(出典：中国保護知識産権網 2019年4月22日)

<http://www.ipr.gov.cn/article/gnxw/zl/201904/1935295.html>

★★★3. 「一帯一路」沿線国での特許登録件数が10.6%増、質も改善★★★

2018年、「一帯一路」沿線国における中国の特許登録件数が3299件、前年比10.6%増加した。国家知識産権局が発表したデータでわかった。

「一帯一路」沿線国での特許登録率は54.3%、前年比10ポイント向上した。特許1件あたり請求項数は15.4、国内特許出願の平均8.3を遥かに上回っている。国別にみれば、韓国での特許登録件数が最多の1349件、続いてロシアで1068件、インドで315件、シンガポールで171件、ポーランドで139件をそれぞれ登録している。上位5国での登録件数は全体の92.2%を占める。

昨年、中国人権利者は合わせて、19の「一帯一路」沿線国で特許6073件を出願した。出願先国ランキングでは韓国が2146件、インドが1641件、ロシアが818件、シンガポールが338件、ベトナムが272件となっている。

「一帯一路」沿線国は昨年、中国で特許1万4877件を出願し、前年比7.8%増加した。登録件数は2万2290件、同4.9%増加した。

(出典：国家知識産権網 2019年4月22日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1138063.htm>

○ その他知財関連

★★★1. 日本知財学会と韓国知識財産学会代表団が国家知識産権局を訪問★★★

4月12日、日本知財学会の渡部俊也会長率いる代表団と韓国知識財産学会の孫源会長率いる代表団が国家知識産権局（CNIPA）を訪問した。趙剛副局長が渡部会長、孫会長と会談を行った。

趙副局長はCNIPAの機構改革と中国の知的財産権法律整備の動きを説明した。また、3カ国の知的財産権民間機構の間における協力事業の順調な発展を評価した後、趙副局長は知的財産権保護が新たな挑戦に直面していることを指摘し、中日韓3カ国の知的財産権研究機関による協力の強化が必要であ

るとの認識を示し、実務的な協力成果を上げて3カ国の知的財産権分野における交流、協力を一段と推し進めてほしいと語った。

渡部会長と孫会長はそれぞれの知的財産権活動における最新の動きを紹介し、今年度の日中韓民間機関国際学術シンポジウムで共に関心を寄せる課題を巡って交流することを望むと期待を示した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年4月18日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201904/20190400216857.shtml>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved